

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本ケミファ株式会社	コード	4539
提出日	2024/5/23	異動（予定）日	2024/6/21
独立役員届出書の提出理由	2024年6月定時株主総会の決議事項として柴毅氏の社外監査役選任（新任）議案が付議され、それに伴い独立役員である進藤直滋氏が社外監査役を退任するため		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	原田裕司	社外取締役	○								△									
2	吉野正己	社外取締役	○																○	
3	大向尚子	社外取締役																	○	
4	山口留美	社外監査役	○																○	有
5	柴毅	社外監査役	○																○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	原田裕司氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社三井住友銀行において2004年4月まで執行役員を、また、その後、当該銀行のグループ会社である株式会社日本総合研究所において2008年3月まで取締役兼執行役員を務めておりました。	原田裕司氏は、金融機関やメーカー等において長年経営に携わり、また海外事業に関する豊富な業務経験を有しており、これらの経験や知識に基づき実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たすことが期待でき、また、株式会社三井住友銀行及びそのグループ会社における業務執行者退任後10年以上経過していることなど、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。
2		吉野正己氏は、弁護士として企業法務等に精通し、また他社での社外役員の経験を有しており、客観的・専門的な視点から、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たすことが期待でき、また、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。
3		大向尚子氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社において社外役員を経験しており、また知的財産の専門家として多くの実績、経験を有し、経済産業省の審議会の委員や知的財産の専門家団体の要職に就いております。それらの専門知識、経験を活かして、客観的・専門的な視点から当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことや、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めることなどが期待できます。
4		山口留美氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計・税務の専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査することが期待でき、また、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。
5		柴毅氏は、長年にわたる公認会計士としての財務・会計の専門知識と経験を有し、他社で社外役員の経験も有しており、客観的立場から当社の経営を監査することが期待でき、また、当社の定める社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、独立役員に適任であるとして取締役会決議を経た上で指定しております。

## 4. 補足説明

※番号3の大向尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますが、同氏の所属する法律事務所の方針に従い、独立役員として届出は行いません。 ※当社の定める社外役員の独立性判断基準は、当社ホームページに開示しております。 <a href="https://www.chemiphar.co.jp/ir/policy/cgr_20170511.pdf">https://www.chemiphar.co.jp/ir/policy/cgr_20170511.pdf</a>
---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。